

(仮称) 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための  
取組の促進に関する条例の基本構造 (案)

総 則

【 I 目的 】

- 直接目的：光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制
- 究極目的：県民の健康の保護及び生活環境の保全

【 III 責務等 】

- 「事業者」の責務
- 「県」の責務
- 「県民」の努力

【 II 定義 】

- 「揮発性有機化合物」
- 「揮発性有機化合物取扱施設」
- 「揮発性有機化合物取扱事業者」

【 別表 】

- 揮発性有機化合物取扱施設

手 段

【 IV 指針の策定 】

- 知事が指針を策定
- 策定の際の意見聴取
- 指針の公表
- 指針に基づく自主的取組
- 指針に基づく行政指導

【 V 自主的取組計画・実績の報告義務等 】

- 揮発性有機化合物取扱事業者
  - ⇒ 自主的取組計画の作成・知事への報告
  - ⇒ 揮発性有機化合物の排出量等の実績の知事への報告
  - ⇒ 自主的取組計画・実績に係る報告事項の記録・保存
- 揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者
  - ⇒ 自主的取組計画の作成・知事への報告 (任意)
  - ⇒ 揮発性有機化合物の排出量等の実績の知事への報告
  - ⇒ 自主的取組計画・実績に係る報告事項の記録・保存

【 VI 公表 】

- 報告事項の公表

実効性の確保

【 VII 報告徴収 】

- 報告の要求

【 IX 罰則 (過料) 】

- 報告義務違反者
- 虚偽報告者
- 報告拒否者

【 VIII 適用除外 】

- 千葉市
- 船橋市